

## 山形県中心市街地・商店街活性化支援事業費補助金 Q & A (R8.4現在)

### I 事業全般について

1 中心市街地等活性化計画づくり支援事業をしてから、中心市街地等活性化計画実行支援事業を行う、という順序で事業に取り組まなければならないのか。

計画を策定済みの場合は、中心市街地等活性化計画実行支援事業から補助することも可能である。

2 県の補助対象となる事業を市町村単独の補助事業として行っており、当初は県の補助金を想定していなかった。市町村予算を年度途中で補正し県補助金を受け入れたいが、その場合、補助対象事業は県の交付決定後に取り組むものに限られるのか。

令和8年4月1日以降における経費について補助対象とする。

3 間接補助事業者の自己負担は発生するのか。

本事業は、市町村を通した間接補助事業であるため、間接補助事業者の自己負担については、各市町村の補助金交付要綱に定めるところによる。

4 当該事業において事業完了日とはいつか。

間接補助事業が完了し、かつ、間接補助事業者に対して市町村の補助金が交付された時点（市町村の補助金支払日）。

### II 中心市街地等活性化計画づくり支援事業について

5 計画策定にあたり市町村が実施した事業に係る経費も補助対象となるのか。

令和6年度から補助対象として追加している。計画策定に向けて、住民の意見を反映するためのワークショップなどを市町村が実施する場合などを想定している。

6 計画は単年で策定しなければならないのか。

計画づくりには複数年時間を要する場合もあるため、最長3年間支援可能である。その期間内に計画を策定することを想定している。

7 中心市街地活性化に向けた事業を行うためには、まちづくりのノウハウが必要であるが、人的支援はあるのか。

中小企業基盤整備機構において、中心市街地活性化協議会に対しアドバイザー派遣等の支援があるため、御活用いただきたい。

8 中心市街地活性化基本計画の二期や三期計画の策定も補助対象になるのか。

二期目、三期目の中心市街地活性化基本計画の策定への支援も必要と考え、平成29年度から二期目を、令和2年度からは三期目の中心市街地活性化基本計画策定も補助対象としている。

### Ⅲ 中心市街地等活性化計画実行支援事業について

9 想定しているのはどのような取組みか。

中心市街地活性化基本計画及び商店街活性化事業計画の目標達成に寄与するため、当該計画に基づく事業を支援するものであり、市町村等が策定した計画に基づく事業で、老朽化した商店街振興組合等が所有する共同施設の更新や更新に向けた事前調査等、商店街の環境整備を支援する（ハード事業のみ）。

10 中心市街地活性化基本計画の二期や三期計画の事業実施も補助対象になるのか。

二期目、三期目の中心市街地活性化基本計画に掲げる事業への実行支援も必要と考え、平成29年度から二期目を、令和2年度からは三期目の中心市街地活性化基本計画の事業実施（計画実行立上げ期補助事業については計画策定から3年程度）も補助対象としている。

11 支援は複数年受けられるのか。

複数年度に渡る場合であっても、支援は1事業主体あたり1回限りとする。なお、当事業においては、計画期間内の事業であれば対象とする。

12 中心市街地活性化基本計画及び商店街活性化事業計画に掲げる事業であれば、どんな事業でも補助対象になるのか。

中心市街地活性化基本計画等に位置付けられ、かつ市町村が補助を行う事業（ハード事業）で、既存施設の更新（修繕・改修）及び更新に向けた事前調査等であれば原則として補助対象（行政組織が実施主体である事業は補助対象外）となる。

また、当事業については、国庫補助対象であっても、市町村が補助を行う事業であれ

ば補助対象とするが、補助対象経費は当該国庫補助額を除く。

なお、限られた予算の中で費用対効果を考慮し、事業総額が1,000千円を超えるものを対象とするほか、街路灯の更新にあたっては、更新後の維持管理経費の軽減を図るため、電灯のLED化は必須とする。

[対象例]

- ・ 老朽化した街路灯の更新（電灯のLED化は必須とする）
- ・ 老朽化した防犯カメラの更新

[対象外の例]

- ・ 更新を伴わない単なるアーケード又は街路灯などの撤去
- ・ アーケードや街路灯、防犯カメラの新設

他の支援として、山形県商工業振興資金融資制度があり、中心市街地活性化基本計画に掲げる事業の補助裏資金への融資が可能となっている。